

## ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領

## （趣 旨）

**第1条** 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術（ICT）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「付帯構造物設置工におけるICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

## （対象とする工事）

**第2条** ICT活用工事（付帯構造物設置工）はICT土工及びICT舗装工の関連工事として実施するものとし、次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・コンクリートブロック工
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工
- ・基礎工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

## （ICT活用工事（付帯構造物設置工））

**第3条** ICT活用工事（付帯構造物設置工）とは、以下に示す施工プロセスの段階においてICTを活用する工事とする。

## 【施工プロセスの各段階】

## ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数選択可）して測量を行う。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量もできるものとする。

なお、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

#### ② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データはTIN形式での作成は必須としない。

#### ③ ICT建設機械による施工

該当なし。（従来工法による施工とする）

#### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

##### (1) 出来形管理

③により施工された工事完成物について、次の1)～8)から選択（複数選択可）して、出来形管理を行う。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、発注者との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行っても良い。

##### (2) 出来形管理基準および規格値

現行の基準および規格値を用いる。

#### ⑤ 3次元データの納品

④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

### (施工範囲)

**第4条** 具体的な工事内容および対象範囲は発注者と協議するものとする。な

お、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

#### (発注方式)

**第5条** ICT活用工事（付帯構造物設置工）は単独での発注は行わない。

なお、受注者からの希望により実施するものとする。

#### (工事費の積算)

**第6条** 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来<sup>1</sup>の積算基準によるものとする。

2 受注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。

3 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）を実施することができるものとする。

4 発注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施を指示した場合、積算要領<sup>※</sup>のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

※国土交通省 HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載の最新の積算要領を準用する。

【[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)】

#### (基準)

**第7条** ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

#### (工事完成図書の納品)

**第8条** 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。

① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。

② 「ICON」フォルダには、ICT活用工事（付帯構造物設置工）に係る電子データファイルを関連する要領及び基準等に従い格納する。

#### (ICT機器類及び貸与品)

**第9条** 第3条の施工のために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議するものとする。

2 発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事（付

帯構造物設置工)を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

**(調査への協力)**

**第10条** 発注者がICT活用工事(付帯構造物設置工)に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和3年 2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月 1日から施行する。